

水路を占用するときは…

- 水路に工作物など[※]を設け使用する（占用する）際は、市に申請をして許可を受けなければなりません。

（※許可を受けられる工作物などは、電柱、水道管、通路、その他
これらに類するもの、また公共性のあるものです。）



- 1 占用者は、水路の管理に支障を及ぼさないよう工作物などを維持管理し、その状況を報告しなければなりません。
- 2 占用者からは、占用料を納入していただきます。占用料は、平成17年4月1日から柏市道路占用条例の規定による額に変わります。（公共用の工作物については、申請により占用料は減免または免除されます。）
- 3 水路の占用を終了するときは、工作物などを取り除き、水路を原状に回復して、届出をしなければなりません。
- 4 違反行為があった場合、市は許可の取り消しなどを行い、必要な措置を命じる場合があります。